

学校法人磯野学園財務情報公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立学校法第47条第2項並びに学校法人磯野学園（以下、本学園という。）寄附行為第34条の規定に基づき、財務情報の公開に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧請求権者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、本学園の財務情報の閲覧を請求することができる。

- (1) 本学園の設置する幼稚園に在園している園児の保護者
- (2) 本学園の設置する幼稚園に入園する意思が明確な入園予定者の保護者
- (3) 本学園と雇用関係にある者
- (4) 本学園の債権者及び抵当権者

(閲覧対象及びその管理)

第3条 閲覧できる財務情報は、次の各号のものとする。ただし、いずれもその附属明細表を除く。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 資金収支計算書
- (4) 消費支出計算書
- (5) 事業報告書
- (6) 監査報告書

2 前項の財務諸表は、当該事業年度の終了後2ヶ月以内に備えなければならない。

3 本条第1項の財務情報の公開に供する諸表の保管・管理等については、本学苑事務局において行う。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 本学園の公開する財務情報の閲覧場所及び閲覧申請事務手続については、国風第一幼稚園（以下、本園という。）事務所において行う。

2 閲覧のできる日時は、本園の休日以外の日とし、午前10時から午後4時までとする。

なお、閲覧は、次条の閲覧請求手続に基づき、当該閲覧希望者と本学園の両者の調整により決定する。

(閲覧事務手続)

第5条 本学園の財務情報の閲覧を希望する者は、別紙「財務情報閲覧申込書」に必要事項を記入のうえ、本園園長を通して本学園事務局へ申請する。

(閲覧の拒否)

第6条 前条第1項により閲覧請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を拒否することができる。

- (1) 公開すべきではない個人情報等が含まれる場合。
- (2) 本学園を誹謗中傷することを目的とする等、明らかに不法・不当な目的を有する場合。
- (3) 閲覧請求が、権利の濫用に該当する場合。
- (4) その他、閲覧を拒む正当な理由がある場合。

2 財務情報の閲覧資料を複製等することは、認めない。

(その他)

第7条 この要綱については、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

学校法人磯野学園財務情報の閲覧について

学校法人磯野学園財務情報の閲覧を希望される方は、以下の注意事項にしたがい、別紙「財務情報閲覧申込書」に必要事項を記入し、本園園長を通して事務局へ提出してください。

(注 意 事 項)

1. 学校法人磯野学園の財務情報を閲覧できるのは、申請者本人のみです。
2. 閲覧申請の際には、申請者本人確認のため次のいずれかの書類を持参してください。
 - ア 運転免許証
 - イ パスポート
 - ウ その他（申請者本人であることのわかる書類）
3. 閲覧日時については、事務局から電話にて連絡します。
4. 本学園の教職員又は教職員であった者等の個人情報に属する事項については、閲覧できません。また、閲覧する財務情報のコピー等はできません。
5. 電話やファックスまたは電子メール等による閲覧申込はできません。
6. 閲覧申請について、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

学校法人 磯野学園 事務局
所在地 名古屋市西区笠取町2丁目89番地
国風第一幼稚園内
電話番号 052-524-0592

財務情報閲覧申込書

平成 年 月 日

学校法人 磯野学園
理事長 磯野 光伸 様

〒 -
申請者 住所

氏名 ㊟
電話番号 () -

貴学園財務情報の閲覧を希望しますので、下記のとおり申請いたします。

1. 閲覧したい財務情報 希望する書類に○をつけてください。		財産目録	
		貸借対照表及び収支計算書	
		事業報告書	
		監査報告書	
2. 財務情報の閲覧目的 理由を具体的にご記入ください。			
3. 閲覧希望日時	第1希望	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
	第2希望	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
	第3希望	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
4. *閲覧年月日 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から			
*事務局処理欄		*備考	*幼稚園 受付欄
受付年月日 平成 年 月 日 担当者 氏名 ㊟	本人確認 (身分証明書の別) ア 運転免許証 イ パスポート ウ その他 ()		

注*印欄は、記入しないでください。